

令和3年10月1日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年9月27日付託分)

健康医療局

目 次

ページ

令和3年度9月補正予算

- 1 令和3年度9月補正予算の内容【健康医療局関係】…………… 1
- 2 令和3年度一般会計9月補正予算の概要【健康医療局関係】…………… 2

議案（条例その他）

- 3 和解の概要…………… 9
- 4 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要…………… 10
- 5 動産の取得（専決処分）の概要…………… 11

1 令和3年度9月補正予算の内容【健康医療局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科 目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B	補正予算額の財源内訳				説明
				特 定 財 源			一般 財源	
				国 庫 支出金	県 債	その他		
(款)衛生費	299,924,580	157,354,179	457,278,759	155,596,310	—	904,032	853,837	
(項)公衆衛生費	122,663,203	157,270,583	279,933,786	155,512,714	—	904,032	853,837	新型コロナウイルス感染症対策費ほか
(項)環境衛生費	1,065,710	—	1,065,710	—	—	—	—	
(項)保健所費	285,734	—	285,734	—	—	—	—	
(項)医薬費	160,645,914	83,596	160,729,510	83,596	—	—	—	災害時医療救護体制整備費
(項)病院費	15,264,019	—	15,264,019	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款)教育費	3,602,201	—	3,602,201	—	—	—	—	
(項)大学費	3,602,201	—	3,602,201	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
一般会計 計	303,526,781	157,354,179	460,880,960	155,596,310	—	904,032	853,837	

(特別会計)

国民健康保険事業会計	711,687,031	—	711,687,031
地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計	5,381,021	—	5,381,021
特別会計 計	717,068,052	—	717,068,052

健康医療局 合計	1,020,594,833	157,354,179	1,177,949,012
----------	---------------	-------------	---------------

2 令和3年度一般会計9月補正予算の概要【健康医療局関係】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る相談窓口運営体制の維持について

5 款 衛生費 1 項 公衆衛生費

- ・新型コロナウイルス感染症体制整備費

ア 目的

各保健福祉事務所等における新型コロナウイルス感染症関連業務の体制を強化する。

イ 内容

各保健福祉事務所等に看護師・保健師等を配置する。

ウ 予算額 450,883千円

- ・こころの健康づくり感染症対策費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症に係る相談体制の確保を図る。

イ 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宿泊療養施設又は自宅で療養する軽症者や同感染症の患者を受け入れる医療機関等の従事者に生じる不安・ストレスを解消するため、相談体制を整備する。

ウ 予算額 4,872千円

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る診療体制・検査体制等の維持について

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

一部^新・新型コロナウイルス感染症対策費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等を図る。

イ 内容

(ア) 感染症検査事業費

行政検査の民間検査機関への委託、検査費用の自己負担相当額の公費負担を行う。

(イ) 新型コロナウイルス感染症患者物品等配送支援事業

重点医療機関等で必要な医療物資を適切に整理、保管し、速やかに配送する。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症患者支援事業

新型コロナウイルス感染症患者の健康観察のため、電話等による相談を行う。

(エ) 感染症診査協議会運営費（新型コロナウイルス感染症分）

保健福祉事務所において、新型コロナウイルス感染症患者への入院勧告、入院期間延長等に関する必要な事項を審議する。

(オ) 医療通訳支援事業費（国庫）

新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関や感染症専用ダイヤル等に対して、多言語コールセンターによる電話通訳サービス等を提供する。

(カ) 感染症対策システム運営費

新型コロナウイルス感染症対応に係る情報システム基盤について、運営体制の維持に必要な業務の外部委託等を行う。

(キ) 感染症患者移送費（国庫）

民間移送業者を活用して、新型コロナウイルス感染症患者を医療機関に迅速に搬送する。

- (ク) 感染症患者入院医療費（国庫）
勧告等に基づき入院した新型コロナウイルス感染症患者に対し、感染症診査協議会において認められた範囲の医療について公費負担を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金補助（市町村）
相談業務等の感染症対策事業に対して補助する。
- (コ) 新型コロナウイルス感染症発熱患者診療体制確保支援事業費
年末年始に、発熱患者の診療体制を確保した医療機関等を支援するため、協力金を支給する。
- (サ) 腎疾患対策推進事業費（国庫）
透析施設の患者が新型コロナウイルスに感染し、各透析施設が空き病床を確保できなかった場合に、受入先の調整をコーディネーターに依頼し、その費用を支払う。
- (シ) 新型コロナウイルスコールセンター運営委託費
県民からの新型コロナウイルスに関する問合せに対応するため、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等の運営を継続する。

ウ 予算額 7,686,521千円

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る軽度・無症状患者宿泊療養施設の借上げ等について

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

・軽度・無症状患者宿泊療養施設運営費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

イ 内容

新型コロナウイルス感染症の軽症者・無症状患者が宿泊療養するための施設を確保し、運営等を行う。

ウ 予算額 22,361,819千円

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る病床等の確保について

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

- ・感染症病床確保支援事業費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

イ 内容

新型コロナウイルス感染症患者受入れに必要な病床確保等に対する空床確保料を補助する。

ウ 予算額 110,644,066千円

- ・重点医療機関等整備運営事業費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

イ 内容

- (ア) 感染症患者入院医療機関等設備整備費補助（国庫）

医療機関における新型コロナウイルス感染症患者受入れや通常診療維持のため、設備整備や感染防止対策に対して補助する。

- (イ) 重点医療機関（仮設病棟）運営委託費

重点医療機関の機能を強化するため、医療機関に仮設病棟の運営を委託する。

ウ 予算額 4,237,200千円

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種体制の強化について

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

一部^①・新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費

ア 目的

円滑なワクチン接種を推進する。

イ 内容

個別接種や職域接種に対応した医療機関への支援金の支給等を行う。

ウ 予算額 11,885,222千円

(6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る患者の搬送調整及びクラスター対応の体制整備について

5款 衛生費 4項 医薬費

- ・災害時医療救護体制整備費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川DMA T等の派遣や搬送調整等の業務を行う。

イ 内容

神奈川DMA T等の派遣や、搬送調整業務、感染拡大防止対策業務に従事する医療従事者及び医療機関に対し、謝金及び負担金を支払う。

ウ 予算額 83,596千円

3 和解の概要

(1) 目的

県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 県内在住 個人 ほか2名

(イ) 和解金額 575万円

(3) 事案の概要

新型コロナウイルス感染症に罹患した療養者が、令和2年12月8日に県が運営する宿泊療養施設に入所し、療養していたところ、同月11日に連絡がとれない状態となり、安否確認及び医療機関への搬送が速やかに行われなかったところ、室内において心肺停止の状態で見られ、救急搬送されたが搬送先において死亡が確認された。

(4) 経緯

ア 令和2年12月12日 遺族への謝罪

イ 令和3年2月8日 遺族に対し補償額提示、和解に向けた話し合いを開始

ウ 令和3年8月9日 和解案の内容等について合意

4 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について最新の状況を明記するため、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

除却した循環器呼吸器病センターの講堂棟について、「令和3年2月除却」と表示する。

変 更 後					現 行					
別表第2（第21条関係）					別表第2（第21条関係）					
資産の種別	病院名	財産の名称	所在地	床面積（平方メートル）	資産の種別	病院名	財産の名称	所在地	床面積（平方メートル）	
建物	(略)	(略)	(略)	(略)	建物	(略)	(略)	(略)	(略)	
	循環器呼吸器病センター	(略)	(略)	(略)		循環器呼吸器病センター	(略)	(略)	(略)	(略)
		講堂棟 (令和3年2月除却)	(略)	(略)			講堂棟	(略)	(略)	

(3) 施行期日

地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日

5 動産の取得（専決処分）の概要

(1) 動産の取得の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る抗原検査キットの買入れについて急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものである。

(2) 動産の取得の内容

ア 品目及び数量	抗原検査キット 1,053,750キット
イ 契約者名	富士レビオ株式会社 代表取締役社長 藤田 健
ウ 契約金額	10億4,321万2,500円
エ 納入期限	令和3年9月10日までに250,000キット 令和3年9月17日までに250,000キット 令和3年10月8日までに553,750キット
オ 契約の方法	随意契約
カ 随意契約理由	本件は、緊急な配備を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項に基づき、富士レビオ株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。